

資金決済に関する法律に基づく

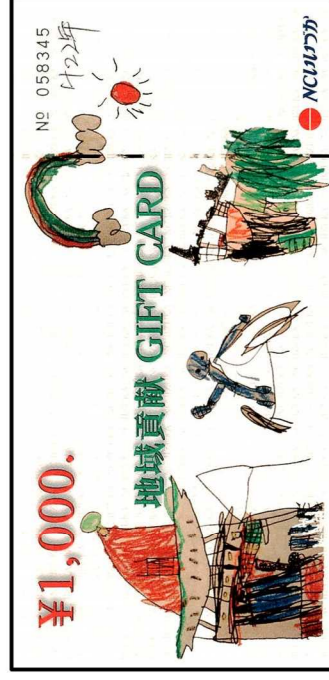
「地域貢献 GIFT CARD 商品券」

払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
この度、飯塚シヨッピング信販株式会社は、令和5年2月28日をもって会社を清算致します。
令和4年11月10日で利用終了しました「地域貢献 GIFT CARD 商品券」につきまして、資金決済に関する法律第二十條第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。
未使用の「地域貢献 GIFT CARD 商品券」をお持ちのお客様は、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1. 払戻しを行う前払式支払手段の種類 「地域貢献 GIFT CARD 商品券」

- ・ 50円券
- ・ 500円券
- ・ 1,000円券



《1,000円券の見本》

2. 払戻しの申出期間

令和5年2月21日（火）～令和5年4月30日（日）
受付時間は、午前10時～午後4時まで（土、日、祝は除く）
※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除外されます。

3. 申出及び払戻しの方法

《令和5年2月28日まで》
飯塚シヨッピング信販株式会社事務所に未使用の「地域貢献 GIFT CARD 商品券」を持参してください。
確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

受付時間は、午前10時～午後4時まで（土、日、祝は除く）
下記お問い合わせ先までご連絡ください。

《令和5年3月1日以降》

飯塚シヨッピング信販株式会社 元代表取締役 福田伸隆 までご連絡をお願いします。
電話090-8628-0075

受付時間は、午前10時～午後4時まで（土、日、祝は除く）

連絡後、以下のいずれかの対応をさせていただきます。

- ①直接「地域貢献 GIFT CARD 商品券」と現金を交換させていただきます。
- ・ 申し出される方の住所、氏名、連絡先、払戻しの内容を電話にて確認後、払戻しを行うための日時、場所を双方合意の上で決めて、払戻しを行う。
- ②郵送で対応させていただきます。
- ・ お申し出される方の住所、氏名、連絡先を下記福田伸隆までお電話にてご連絡ください。
- ・ ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「払戻申請書」を郵送いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の「地域貢献 GIFT CARD 商品券」を同封のうえ、返信してください。返信された払戻申請書記載内容と未使用の「地域貢献 GIFT CARD 商品券」を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます（返信用の切手代、振込手数料は当方にて負担します）。
- なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

4. お問い合わせ先

《令和5年2月28日まで》

飯塚シヨッピング信販株式会社事務所
〒820-0042 福岡県飯塚市本町13番8号
電話0948-22-2350

《令和5年3月1日以降》

飯塚シヨッピング信販株式会社 元代表取締役 福田伸隆
電話090-8628-0075